

## 東北地区協議会研修 効果測定確認テスト【全8問】

つぎの文章が正しいければ○を、誤っていれば×を解答用紙につけなさい。

- Q 1. 全日書式で「売買代金固定取引」の契約書類を使用する場合には、前提として「面積についてあらかじめ十分な検討を行うこと」を想定している。
- Q 2. 契約不適合責任で、民法上売主が負う責任の内容として3つ定められています。それは  
追完請求（買主の追完請求権）  
代金減額（買主の代金減額請求権）  
損害賠償（買主の損害賠償請求権の行使）である。
- Q 3. 売主が宅建業者の場合（かつ買主が宅建業者以外の場合）、売主の契約不適合責任（担保責任）を免責にする特約を定めることはできる。
- Q 4. 売主が宅建業者の場合（かつ買主が宅建業者以外の場合）で、買主が対象不動産に契約不適合部分があることを知っている場合、売主はその契約不適合部分については担保責任を負わないと定めることはできる。
- Q 5. 買主が不動産の購入目的を明示している場合、宅建業者は契約書や重要事項説明書に「買主の不動産の購入目的」を明記しておくべきである。
- Q 6. 2020年4月からの全日書式で、一時使用目的賃貸借契約の書類が無くなりました。今後、一時使用目的の建物賃貸借契約を行なう場合は、「定期建物賃貸借契約」の書類を使用する。
- Q 7. 連帯保証人が個人の場合、個人の保証人は極度額を限度として責任を負い、この極度額の定めのない保証契約は無効となる。
- Q 8. 令和2年3月以前に契約を行った普通賃貸借契約の更新が令和2年4月以降にある場合は、「改正後の新しい民法の内容が記載された賃貸借契約書を使用する」必要がある。

第2回法定研修会 効果測定確認テスト 解答用紙

会社名: \_\_\_\_\_

解答者名: \_\_\_\_\_

問題番号	○又は×	問題番号	○又は×
Q1		Q5	
Q2		Q6	
Q3		Q7	
Q4		Q8	

解答期限 令和2年12月31日(木)

FAX送信先: 022-266-3387